



私たちの生活の中には、重い荷物の買い物や、電球の取替えなど、福祉制度や行政施策だけでは対応できない生活課題に困っている人も多くおられます。市では、「東近江市地域福祉計画」を平成23年



地域福祉を語ろう
in 東近江
トーク&トーク

4月に策定し、こうした課題を行政や地域、団体などが連携し解決することをめざしています。このフォーラムでは、市民のみなさんに地域福祉計画を紹介し、参加者とともに意見交換し、地域福祉への理解を深めます。たくさんのご来場をお待ちしています。

時 7月9日(土)午後1時30分から
場 てんびんの里文化学習センター
問 社会福祉課
☎ 0748-24-5644
IP 0505-801-5644

さあ、出かけよう! 夏のおまつり

八日市聖徳まつり

◆ゆるきゃらパレード
時 7月23日(土) 19:00~19:40
場 八日市駅前大通り
地元ゆるきゃらが大集合! 駅前大通りをパレードします。
◆江州音頭総踊り ※小雨決行
時 7月23日(土) 19:40~20:30
場 八日市駅前大通り



総勢800人による江州音頭総踊り。夜店も出店します。
問 八日市商工会議所 ☎ 0748-22-0186 IP 0505-801-3775

蒲生あかね夏祭り

時 7月31日(日) 19:30~21:00
※荒天時: 8月1日(月)
場 蒲生運動公園グラウンド
納涼盆踊りや花火大会を開催。
問 蒲生地区まちづくり協議会
☎ 0748-55-3030
(※月・水・金曜日 9:00~12:00)



あなたの脳 鍛えてますか?

「読み書き」や簡単な「計算」を楽しむ週1回の教室です。教室のない日にも自宅で毎日10分程度でできる「読み書き」「計算」の2種類のトレーニング教材をお渡します。



- 湖東会場
時 8月~11月の毎週月曜日 いずれも10:00~11:30
場 湖東福祉センター
 - 玉緒会場
時 8月~11月の毎週月曜日 いずれも14:00~15:30
場 玉緒コミュニティセンター
- 対 65歳以上 定 各会場12人(先着順)
¥ 1か月1,680円×4か月(教材費)
申 問 いきいき支援課
☎ 0748-24-5641 IP 0505-801-5641

親子のよい歯のコンクール
最優秀賞に堀内さん親子

歯の健康への意識を高めてもらおうと「東近江市親と子のよい歯のコンクール」を湖東保健センターで開催しました。参加されたのは、昨年度の3歳6か月児健診を受診した1,062人のうち、応募されたむし歯のない子どもとその親10組。むし歯の有無や歯並びなどの審査があり、最優秀賞は、堀内由里香

さんと聡さん(佐野町)写真に、優秀賞は大前さんと湊さん(小川町)、大林美智代さんと美結さん(佐野町)に決まりました。



日本の夏、東近江の夏

地域ブランド「近江の麻」「近江ちぢみ」

で涼を得る

展示会で体感しよう！

◆近江の麻でたのしむ

夏のしつらえ

湖東地域では、室町時代から麻の製織が盛んになったといわれています。豊かな水をたたえる琵琶湖と鈴鹿山脈から溢れ出る清らかな豊富な水量の愛知川が流れる気候風土に恵まれた中で、麻織物の産地として発展してきました。

麻の衣服は、不快な体温を放熱して快適な冷涼感を与えてくれます。また、蒸し暑い日本の夏を涼しく過ごすために、肌に密着しない「ちぢみ」素材が生まれました。特に今年は、節電につながるエコスタイルとしても注目されています。

平成20年4月には、麻製品の製造とPRに取り組む湖東繊維工業協同組合（垣見町）によって、「近江の麻」「近江ちぢみ」が特許庁から地域団体商標の登録を受けました。

☎ 0748-4812100
IP 0505-801-6678

◆うちわ・扇子展
時 7月13日(水)～8月14日(日)
午前9時30分～午後4時30分
※毎週月曜日、7月19日(火)は休館
場 近江商人屋敷 外村繁邸
¥600円（3館共通入館券）

◆うちわ・扇子展

☎ 0748-4812100
IP 0505-801-6678

閩市観光協会

☎ 0748-4812100
IP 0505-801-6678

☎ 0748-4812100
IP 0505-801-6678

☎ 0748-4812100
IP 0505-801-6678

☎ 0748-4812100
IP 0505-801-6678

☎ 0748-4812100
IP 0505-801-6678

閩市観光協会

☎ 0748-4812100
IP 0505-801-6678

☎ 0748-4812100
IP 0505-801-6678

☎ 0748-4812100
IP 0505-801-6678

☎ 0748-4812100
IP 0505-801-6678

人権のまちづくり協議会 の役員が決定

5月28日(土)、平成23年度人権のまちづくり協議会総会が八日市商工会議所で開かれ、次のとおり役員が決まりました。

会長 竹中忠道さん（八日市地区）
副会長 岡崎嘉一さん（蒲生地区）
副会長 小松安希子さん（能登川南地区）

◆各地区人権のまちづくり協議会会長（敬称略）

地区	氏名
平田	大澤 隆蔵
玉緒	村松 直良
建部	込山 博注
南部	鈴木 友信
五個荘	奥井 和義
湖東	小島 善雄
能登川西	山本 均

地区	氏名
市辺	島川 浩
御園	山田 幸平
中野	山路 光信
永源寺	久田 幸子
愛東	澤田 康弘
能登川東	居原田 善嗣
能登川北	中川 節夫

閩人権課 ☎0748-24-5673 IP0505-801-5691

廃食油でコトナリエを「エコ」なイベントに

コトナリエのイルミネーション点灯に必要な使用済み天ぷら油の回収を6月5日(日)、湖東地区の全39自治会で行い、約1,400リットルが集まりました。これは、8月6日(土)から15日(月)まで、ひばり公園において開催される「コトナリエサマーフェスタ2011」の点灯に使用する発電機の燃料として利用します。

コトナリエでは、このほか、「エコ花火」や「エコ食器」を使用することで、環境に配慮したイベント運営を行います。



後期高齢者医療制度

問 保険年金課
☎ 0748-24-5631
IP 0505-801-5631

今年度の保険料額を7月中旬にお知らせします

後期高齢者医療制度の被保険者に、平成23年度1年間の保険料額や、納付方法についてのお知らせを郵送します。

◆保険料の計算のもとになるのは

平成22年1月から12月の所得にもとづいて計算します。

◆保険料の納付方法は

通知書の「特別徴収」の欄に金額が記載されていれば、その金額を年金からの引き去りにより納付していただきます。「普通徴収」の欄に金額が記載されていれば、納期ごとにお送りする納付書または口座振替で納付いただきます。



入院時における病院窓口でのお支払いの減額制度

◆対象となる人

後期高齢者医療制度の被保険者で、平成23年度の住民税が世帯全員非課税の人

◆減額制度を利用するには

入院時に、医療機関に「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示すると、食事代が減額されたり、入院費にかかる窓口でのお支払いの上限が限度額までとなります。

◆手続き方法は

平成23年8月以降も継続して該当する人には、新しい被保険者証に同封して郵送します。(申請手続きは不要)

*対象の人で「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちでない人は、市役所保険年金課で申請してください。
持被保険者証、**印鑑**(認印で可)

新しい被保険者証をお送りします

～8月1日から使用できます～

●年に一度の被保険者証の更新日

新しい被保険者証は、7月中旬以降に簡易書留郵便でお送りします。今回の更新で、現在、後期高齢者医療制度に加入しておられる人全員の被保険者証が新しくなります。(8月1日以降、今までの被保険者証は使えません。)



▶ 新しい被保険者証
びわ色(薄桃色)
※二つ折りにしてご使用ください。

被保険者証詐欺にご注意ください

全国各地で、市町村などの職員を装って被保険者証をだまし取ったり、保険料の徴収と偽ってお金をだまし取るなどの事件が発生しています!!

予防しまじょうひ

手足口病

手足口病とは、初夏から初秋にかけて、乳幼児や子どもを中心に流行する感染症です。ピークは夏季ですが、秋から冬にかけても発生の増加が見られることがあります。また最近では、流行時期が早まっています。

手足口病は、発熱や口の中の痛み、水疱を伴った発疹が特徴です。軽い発熱と食欲不振、気分不快が始まり、のどの痛みを伴うこともあります。発熱が始まってから1～2日での口の中の痛みが現れます。発熱は、38℃以下の場合が多いとされ、発疹は3～7日でなくなりますが、高熱や頭痛・嘔吐がひどい場合などは、早めに医師の診察を受けましょう。

◆予防方法は?

- ① 手洗いとうがいの励行
- ② 人ごみを避けるなど、患者との接触を控える

※特に患者や回復者は、排便後の手洗いの徹底が必要です。中枢神経系の合併症の報告もありますので予防に努めましょう。

問 健康推進課

☎ 0748-24-15646
IP 0505-801-5646



将来への橋わたし

国民年金



経済的な理由で保険料を納めるのが困難な場合は、納付が免除または猶予される制度があります。制度には所得制限など一定の要件があり、申請して承認されることが必要です。

① 保険料の免除申請

本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定基準以下の場合、保

険料の全額または一部が免除されます。承認期間は、原則7月から翌年6月までです。

※一部免除(4分の1免除、半額免除、4分の3免除)された人は、免除後の保険料の納付がなければ未納と同じ扱いになります。



② 若年者の納付猶予

30歳未満で、本人・配偶者の前年所得が一定基準以下の場合、保

険料が猶予されます。承認期間は、原則7月から翌年6月までです。

③ 学生の納付特例

学生で、本人の前年所得が一定基準以下の場合、保険料の納付が猶予されます。承認期間は、原則4月から翌年3月までです。

※手続きは、保険年金課、各支所でお問い合わせください。詳しくはお問い合わせください。

問 保険年金課

☎ 0748-24-15631
IP 0505-801-5631

福祉医療費 助成制度と受給券更新

本市では、医療機関に受診の際、自己負担金の一部を助成する「福祉医療費助成制度」があります。助成を受けるには申請が必要ですので、受給要件(下表)に該当すると思われる人は、お問い合わせください。なお、所得要件により受給できない場合があります。

区分	対象者(受給要件)	所得要件
乳幼児	0歳から小学校就学前のお子さん	なし
身障がい者	身体障害者手帳1~4級、または療育手帳A・Bをお持ちの人 精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちで、かつ自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの人	あり
母子家庭 父子家庭	18歳未満の児童を養育している母子・父子家庭の児童とその母・父など	あり
65~69歳 老人	本人・配偶者・扶養義務者がともに市民税非課税の人	あり
ひとり暮らし 寡婦	以前母子家庭であった母で、一年以上ひとり暮らしの状態にある人	あり

8月から新しい受給券に更新

現在、交付している受給券は有効期限が7月末日までです。8月以降にご使用いただく受給券は、7月下旬に対象者に郵送します。新しい受給券が届きましたら、記載事項をご確認ください。

所得などにより受給要件に該当しない人には、受給券の交付はありません。

なお、小学校就学前のお子さんの受給券(券に「乳幼児」の記載のあるもの)は10月に更新します。

問 保険年金課 ☎ 0748-24-5631 IP 0505-801-5631

食中毒や O・157などに ご注意ください!

食中毒や腸管出血性大腸菌感染症(O-157)などが発生しやすい時期になりました。次のことに心がけ、予防しましょう。



- 食料品はできるだけ新鮮なものを選びましょう。
- 調理するときは、石けんでこまめに手を洗いましょう。
- 食器、包丁、まな板、ふきんなどは常に清潔にしましょう。
- 生ものはできるだけ避け、十分に火を通しましょう。
- 調理は手早くし、調理後は早く食べましょう。
- 排せつのお世話やおむつ交換でも感染することがあるので注意しましょう。
- 気になる症状があるときは早めに医療機関で受診しましょう。

また日頃から手洗いやうがい
を励行し、感染予防を心がけま
しょう。

問 健康推進課

☎ 0748-24-15646
IP 0505-801-5646